

議 事 録

令和３年１０月２９日（金）午後１時３０分から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において１０月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第４９号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第５０号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	〃
第５１号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第５２号議案	現況証明について	〃
第５３号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第５４号議案	農地・非農地判断について	〃
第５５号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第５５号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第５６号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第５７号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の取消しの確認について
第５８号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の確認について
第５９号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第６０号報告	非農地通知の発出について
第６１号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第６２号報告	土地区画整理法第１３６条の規定に基づく土地区画整理事業に対する回答について

３ 協議事項

第２号協議	ふくい農業委員会だより第１３４号の編集委員について
-------	---------------------------

４ その他

○出席委員 24名

1番	寺井	重治	
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	(参与)
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	(参与)
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	(参与)
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 南部 奈 沖

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長 南 京 良 幸

局次長 南 寿 佳

課長補佐 東 野 尚 樹

主 幹 松 本 光 司

副主幹 三 木 真 人

副主幹 岸 美 帆

主 査 小 林 恵 美

主 査 岡 本 恵 利 佳

開 会 午後１時３０分

(武澤会長挨拶)

議 長
(６番
武澤会長)

それでは、ただ今から１０月の定例会を開催いたします。
本日は欠席の委員はおりません。

それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第１８条第２項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

それでは、私の方から指名させていただきます。

委員番号１４番西岡委員、１５番浅川委員、ご両名よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

第４９号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
農政企画課

(第４９号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画説明)

(第４９号議案 農用地利用配分計画（案）説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、徳光地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号２０番衣目川委員には審議終了まで退席をお願いします。

(衣目川委員 退席)

議 長

それでは、第４９号議案中、徳光地区の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第４９号議案中、徳光地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
衣目川委員に入場をお願いします。

(衣目川委員 入場)

議 長

衣目川委員に報告します。第49号議案中、徳光地区の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、小幡地区の案件につきまして、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号15番浅川委員には審議終了まで退席をお願いします。

(浅川委員 退席)

議 長

それでは、第49号議案中、小幡地区の案件について、ご意見、ご質疑等
はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第49号議案中、小幡地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画
を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございま
せんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
浅川委員に入場をお願いします。

(浅川委員 入場)

議 長

浅川委員に報告します。第49号議案中、小幡地区の案件につきましては、
原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、第49号議案中、徳光地区及び小幡地区を除いた案件について、ご
意見、ご質疑等はありませんか。

18番
野路委員

清水山上地区の面積に小数点が記載されているが、農地の場合でも小数点
は必要なのか。

事務局 通常は農地の登記面積には小数点以下は表示されないが、面積が小さい土地に関しては小数点まで表示されることになる。例えば、資料の１ページ、２番について、登記事項に小数点が記載されている場合は、その面積を記載している。

議 長 法務局の表記が尺貫法からメートル法に変更になった。その時に換算表を使って面積を修正した。宅地は小数点第２位まで表示されるが、農地は地域により小数点以下が記載のあるものとなないものがあった。

法務局が坪から平米に換算をするときに 3.3057 m²まで計算した。小数点以下が記載されている農地については、その数字で換算が行われた。

土地改良区の台帳には小数点以下まで記載されていても、法務局の登記事項証明書では小数点以下は表示されない。宅地に地目変更したときにそれが記載されることになる。

議 長 他にございませんか。

(特に声なし)

議 長 他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第４９号議案中、徳光地区及び小幡地区を除いた案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがって、第４９号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第５０号議案「農地法第３条第１項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (第５０号議案説明)

議 長 ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第５０号議案中、２番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号１９番清水勝栄委員には審議終了まで退席をお願いします。

(清水勝栄委員 退席)

議 長

それでは、第50号議案中、2番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第50号議案中、2番の案件に対し、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

清水勝栄委員に入場をお願いします。

(清水勝栄委員 入場)

議 長

清水勝栄委員に報告します。第50号議案中、2番の案件につきましては、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、第50号議案中、2番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第50号議案中、2番を除いた案件について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第51号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第51号議案説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当

番委員でありました 豊岡委員から報告をお願いします。

17番
豊岡委員

(報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第51号議案を、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第51号議案中、1番、3番の案件については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、及び、2番の案件については開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第52号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第52号議案説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 豊岡委員から報告をお願いします。

17番
豊岡委員

(報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

池田委員

建築年月日の確認について、固定資産税評価証明書と建物登記事項証明書で確認する違いについて教えていただきたい。

事務局

申請者より添付された証拠書類により確認している。1, 2, 4, 5, 7番については、固定資産税評価証明書が、3, 6番については建物登記事項証明書が添付された。

池田委員

固定資産税が課税されているかいないかの違いか。

事務局	課税されているかどうかではなく、提出できる証拠書類により判断している。
議 長	他にございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 5 2 号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 5 3 号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第 5 3 号議案説明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。
2 2 番 山本 会長 職務代理者	第 5 3 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は 1 0 月 1 9 日、私と豊岡委員、地区担当委員 1 名、事務局 3 名の合計 6 名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。 また、現況及び周辺農地への影響から判断し、すべての案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 5 3 号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第５４号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第５４号議案説明)
議 長	今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を 山本 会長職務代理者から報告をお願いします。
２２番 山本 会長 職務代理者	(報 告)
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第５４号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第５５号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第５５号議案説明)
議 長	ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第５５号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第55号報告 ないし 第62号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第55号報告ないし第62号報告 説 明)

報告事項は以上です。

よろしくご確認くださいますようお願いいたします。

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、協議事項に移ります。

第2号協議「ふくい農業委員会だより 第134号 の編集委員について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第2号協議説明)

議 長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

15番
浅川委員

このあと協議会があるが、だより編集委員と協議会委員が重なっている方が3名いる。時間の調整はするのか。

事務局

幹事会に出席されない委員については、このあと、直ちに編集会議に参加していただく。幹事会に出席される委員については、幹事会終了後編集会議を行う。2回に分けて編集会議を行う予定である。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それでは、編集委員の班編成について事務局案のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、ご異議がないようですので、編集委員になられた方は、
よろしく願いいたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、山本 会長職務代理者よりお願いします。

2 2 番
山本 会長
職務代理者

本日の定例会は第 4 9 号議案から第 5 5 号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第 5 5 号報告から第 6 2 号報告まで全て確認をさせていただきました。そのほか、第 2 号協議につきましても、原案どおり決定いたしました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、1 0 月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 3 0 分